

「大分市中小企業者等物価高騰対策支援金」のご案内

物価高騰の影響を受ける中小企業者等に支援金を給付します！

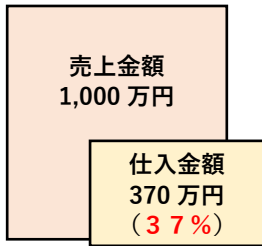
以下の①～③のすべての要件を満たす中小企業者・個人事業主等

- ①市内に事業所を有すること
- ②令和4年4月から12月までの任意の連続する3カ月の売上額に占める仕入額の割合が、前年同期と比較して3%以上増加していること
- ③令和3年10月1日以前から事業を営み、及び申請日以後も事業を営む意思を有していること

対象者

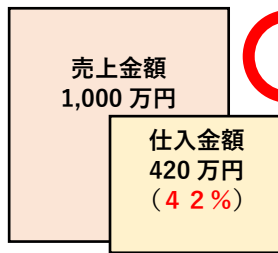
【比較例】

令和3年4～6月

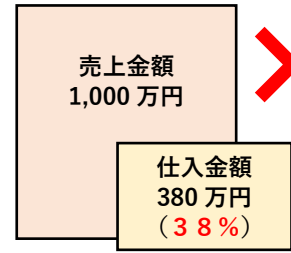


令和4年4月～6月

例① 前年同期と比較して
5%増加のため給付対象



例② 前年同期と比較して
1%増加のため給付対象外



※要件②における令和4年4月から12月までの任意の連続する3カ月の仕入額が、法人にあっては20万円未満、個人事業主にあっては5万円未満の場合は給付対象外です

※「大分市認定農業者等肥料価格高騰対策事業費補助金」「大分市畜産飼料価格高騰対策事業費補助金」「大分市漁業者事業継続支援事業費補助金」の対象者は給付対象外です

給付額

法人 **20 万円**

個人事業主 **5 万円**

必要書類

※裏面をご確認ください

仕入額とは、売上に直接関係する費用で、販売目的の商品や原材料等の購入費用です。確定申告書などで原材料費、仕入金額に分類されるものです。

申請方法

①窓口申請の方法

印鑑、必要書類一式(裏面参照)を受付場所にご持参ください。

(受付場所) 大分市役所 本庁舎 9階

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、マスクの着用をお願いします

※申請受付開始時は、大変混雑することが予想されます。あらかじめご了承ください

②電子申請の方法

市ホームページより申請できます。



③郵送申請の方法

下記の送付先へ必要書類一式をご提出ください。

(送付先)

〒870-8504

大分市荷揚町2番31号 大分市商工労政課 中小企業者等物価高騰対策支援金担当宛

申請期間

令和5年2月1日(水)～4月28日(金)まで

※不備等がなければ受付処理後、4週間程度での入金を予定しています

①窓口申請：4月28日17時15分まで

②電子申請：4月28日23時59分まで

③郵送申請：4月28日の消印まで

支援概要・必要書類など詳細については、☎ 0120-984-436
コールセンターへお問い合わせください。(9:00～17:15 ※土・日・祝日除く)



大分市中小企業者等物価高騰対策支援金 必要書類

法人の場合

①	支援金交付申請書（様式第1号）
②	法人税確定申告書別表一の写し（1枚） および法人事業概況説明書の写し（両面） ※直近の事業年度分のもの ※收受印があるものに限る ※電子申告の場合は、「受信通知」を併せて提出
③	令和4年4月から12月までの任意の連続する3カ月の売上額と仕入額が確認できる帳簿等の写し ※法人事業概況説明書、売上台帳、仕入台帳など ※金額の部分にマーカーで線を引いてください
④	令和3年における「③」と同じ期間の売上額と仕入額が確認できる帳簿等の写し ※法人事業概況説明書、売上台帳、仕入台帳など ※金額の部分にマーカーで線を引いてください
⑤	振込先口座の通帳等の写し（通帳を1ページ開いた部分） ※カナ名義が分かるもの
⑥	大分市内の事業所の所在が確認できる書類（上記書類で事業所所在地がわかる場合は不要） ※会社のパンフレット、事業に必要な許可証（営業許可証等）の写しなど
⑦	売上額・仕入額計算表

個人事業主の場合

①	支援金交付申請書（様式第1号）
②	令和4年の確定申告書第一表の写し（1枚） または所得税青色申告決算書の写し（1.2頁目） ※確定申告がまだお済みでない場合は令和3年分でも可 ※收受印があるものに限る ※電子申告の場合は、「受信通知」を併せて提出 ※確定申告の義務がない等の場合は、「市民税・県民税申告書」の写しを提出
③	令和4年4月から12月までの任意の連続する3カ月の売上額と仕入額が確認できる帳簿等の写し ※青色申告決算書、売上台帳、仕入台帳など ※金額の部分にマーカーで線を引いてください
④	令和3年における「③」と同じ期間の売上額と仕入額が確認できる帳簿等の写し ※青色申告決算書、売上台帳、仕入台帳など ※金額の部分にマーカーで線を引いてください
⑤	振込先口座の通帳等の写し（通帳を1ページ開いた部分） ※カナ名義が分かるもの
⑥	大分市内の事業所の所在が確認できる書類（上記書類で事業所所在地がわかる場合は不要） ※会社のパンフレット、事業に必要な許可証（営業許可証等）の写しなど
⑦	売上額・仕入額計算表

「中小企業者等」とは

下表に該当する中小企業者等のことをいいます

業種	下記のいずれかを満たすこと	
	資本金の額または出資の総額	常時使用する従業員の数
①製造業、建設業、運輸業、その他の業種(②～④除く)	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③サービス業（旅行業を除く）	5,000万円以下	100人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下

※会社以外の法人も給付対象となる場合があります

お問い合わせ先

☎ 0120-984-436

(9:00～17:15 ※土・日・祝日除く)